

指定福祉避難所の指定について

資料 4

甲賀市告示第 198 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり指定避難所を指定したので、同条第 2 項において準用する第 49 条の 4 第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年（2024 年）10 月 31 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

1. 指定福祉避難所の指定

【新規指定】

No.	施設名	住所	受入対象者	その他
1	社会福祉法人 洗心福祉会 甲賀シルバーケア豊壽園	土山町北土山 479 番地	要介護 1～5	左記の者のうち、事前に市が特定し、環境調整を行った者

- 指定福祉避難所は原則として、事前の受入調整を行い避難行動要支援者個別避難計画の作成を行った方を対象としています。
- 受入対象者 1 名につき、家族等の支援者 1 名程度も受入対象とします。

《参考位置図》

